

高齢者福祉施設における 救急要請ガイドライン

令和6年11月

吹田市消防本部

目次

1 趣旨	2
2 高齢者福祉施設における救急要請時対応マニュアル	3
3 高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン	4
4 施設内での事故防止、日頃からできる対策	5
5 救急要請の基本的な考え方	6
・別添 救急医療情報シート アクションカード	巻末

1 趣旨

救急業務とは消防法2条9項で、災害や事故、生命の危険や著しく悪化する恐れのある症状を示す傷病者を、迅速に搬送する適当な手段がない場合に救急隊により医療機関へ搬送することとしています。

救急出動件数が増加の一途を辿っている中で、救急車の空白時間、空白地域（救急車が多数同時に出動することにより、ある地域に救急車がない時間帯）が発生する問題が現実として起こっており、今後も救急需要の増加が予想されます。

また、超高齢化社会の進展に伴い、65歳以上の高齢者は呼吸器疾患、心疾患、脳疾患による救急搬送が増えています。転倒などによる骨折や打撲などのけがにあっては、比較的安全と思われている家庭内でも発生している状況です。

そのような背景の中、高齢者福祉施設様からの救急要請件数も増加しており、入所者様の発病や施設内での転倒等事故に起因した救急要請が見受けられます。一部には入所者様の生命に危険が迫っているにもかかわらず、応急手当が実施できていないケースもあります。

施設内での事故には、廊下や階段に手すりを設置する、カーペットの滑り止め防止措置をする等、少しの工夫で防げることがあります。

また、普段から健康相談のできる「かかりつけ医師」を持つことや何かのときに相談・受診していただける「協力病院」を持つことにより、もしもの時に適切な対応ができる体制作りも高齢者福祉施設様には必要であると考えています。

救急車は緊急車両であり、数も限られております。本当に必要とされる方のところへ、一刻も早く駆けつけるのが本来の消防救急業務であることを御理解いただいたうえで、緊急事態が起こった場合は、迷わず119番通報し、入所者のために応急手当を実施していただく必要があります。

以上のことから吹田市消防本部では、高齢者福祉施設様の救急対応能力の向上を支援するため、高齢者福祉施設様の御意見を伺いながら、救急要請ガイドラインを作成しました。

高齢者福祉施設様が緊急時の対応について御確認いただくことで安全に対する意識を高め、入所者様が安全で安心に過ごされる一助となれば幸いです。

2 高齢者福祉施設における救急要請時対応マニュアル

① 事前準備

- 「救急医療情報シート(別添)」を記入し、緊急事態に備え、事前準備をお願いします。

② 緊急事態発生



- 緊急事態の発生を施設内職員に知らせ、発生場所に職員を集めてください。
- 集まった職員の役割を分担してください。
※夜間帯で職員が少ない場合は、事前に役割分担を決めておくことも必要です。

- ⇒119番通報する人
- ⇒応急手当(心肺蘇生等)をする人 ※2人以上が好ましい
- ⇒AEDを取りに行く人
- ⇒救急隊を誘導する人 ※夜間は玄関開錠が必要
- ⇒「救急医療情報シート」を準備する人

③ 119番通報



- 119番通報時に説明すること
 - ・住所、施設名
 - ・「いつ」「だれが」「どこで」「どうしたのか」
 - ・傷病者の状況(意識がない、呼吸がない等)
 - ・実施している処置(心肺蘇生、AEDの使用等)

④ 応急手当の実施



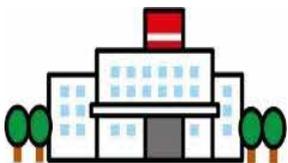
- 速やかに応急手当(心肺蘇生等)を行ってください。
※心肺蘇生は一人でするのではなく、適宜交代をしてください

⑤ 救急隊(消防隊)の誘導



- 傷病者のところへ誘導してください。
- 何が起こったのか、詳しく教えてください。
※誘導中に教えて頂くと状況把握が早期にできます。

⑥ 医療機関へ搬送【施設職員の同乗】



- 病院受診に必要な傷病者書類を持参ください。
- 病院への申し送り、付き添い者が必要です。
※同乗できない場合は、搬送先医療機関に家族に向かって頂く等、別途対応をお願いします。

3 高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン

救 急 要 請 ガ イ ド ラ イ ン	
1.救急搬送の要件	<p>以下の場合で医療機関等に緊急に搬送する必要があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷した場合 ●屋外の事故等で負傷した場合 ●屋内の事故等で負傷し迅速に病院に行く手段がない場合 ●悪化する病気で迅速に病院に行く手段がない場合 <p>※緊急性が認められるとは・・・</p> <p style="padding-left: 40px;">例えば、意識障害、呼吸困難、心不全、呼吸停止・心停止等により迅速に医療機関への搬送が必要な場合をいいます。</p> <p>※救急車の数は限られています！</p> <p style="padding-left: 40px;">救急車の適正利用にご協力をお願いします。</p>
2.協力病院への連絡と搬送先病院の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●協力病院やかかりつけ医があれば連絡をお願いします。 ●あらかじめ搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、救急隊に情報提供してください。 <p>※救急隊が出動すれば蘇生処置を実施し医療機関へ搬送します。</p> <p style="padding-left: 40px;">傷病者や家族から人生会議(ACP)を実施され「心肺蘇生の実施を望まない意思」がある場合は、あらかじめ、かかりつけ医師や協力病院と相談しておいてください。</p>
3.施設内の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態が発生したことを施設内職員に知らせ、緊急事態が起こった場所に職員を集めてください。 ●集まった職員の役割を分担してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・119番通報、関係者への連絡をする ・傷病者に対する応急手当をする ・玄関の開錠と救急隊(消防隊)の誘導 ●救急隊(消防隊)が到着すれば傷病者のもとへ誘導してください。 ●傷病者に関する情報と何が起こったのか説明してください。 <p style="padding-left: 40px;">傷病者情報伝達は別添「救急医療情報シート」をご利用ください。</p>
4.施設職員の同乗	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関への申し送りが必要です。傷病者の状況についてわかる方の同乗をお願いします。その際には看護記録・介護記録・カルテ等を持参してください。
5.民間患者等搬送事業者等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急性がない場合(病院への通院など)には、民間患者等搬送事業者の利用をお願いします。

4 施設内での事故防止、日頃からできる対策

●事故の予防（転倒・転落・窒息等の防止）

普段生活していて慣れている場所でも事故は起こります。小さな段差でつまずき転倒することもあります。単なる転倒でも高齢者の場合、骨折等を伴い重症となる場合があります。

施設内での事故予防として、危険箇所の点検・対策を講じ、入所者の安全確保のため、転倒・転落・窒息等の防止に努めてください。



- ◆ 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- ◆ 通路などに物を置かないようにしましょう
- ◆ 段差につまづかないよう気をつけましょう
- ◆ 階段からの昇り降りは、手すりをしっかり持ちましょう
- ◆ 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- ◆ 細かく調理、ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- ◆ 無理せず適度に休憩、こまめに水分補給することで熱中症予防

みなさんの家の中は
大丈夫ですか?
事故予防チェックを
しましょう!



吹田市イメージキャラクターすいたん
吹田市消防本部 警防救急室

5 救急要請の基本的な考え方

① 救急車の数は限られています。

急病や事故で、症状からみて緊急に搬送しなければならない場合は、すぐに119番通報してください。

突然のこんな症状の時にはすぐ119番!!

高齢者

顔

- 顔半分が動きにくい、しびれる
- 笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい
- 見える範囲が狭くなる
- 周りが二重に見える

頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 急にふらつき、立ってられない

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 旅行などの後に痛み出した
- 痛む場所が移動する

手足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

おなか

- 突然の激しい腹痛
- 血を吐く

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない

けが・やけど

- 大量の出血を伴うけが
- 広範囲のやけど

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 物をのどにつまらせた

事故

- 交通事故や転落、転倒で強い衝撃を受けた

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合◎
高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので注意しましょう。

※迷ったら「かかりつけ医」に相談しましょう!

②救急安心センターおおさか #7119

突然の病気やケガで、救急車を呼んだ方がいいのか？病院に行った方がいいのか？近くの病院はどこ？応急手当の方法は？など24時間365日いつでも相談を受け付ける救急相談ダイヤルです。

相談員（看護師）が聞き取った相談者の訴えや症状に基づき、医師の助言を受けながら、緊急性および受診の必要性の判断や、現在受診可能な医療機関の案内を行います。相談の結果、緊急性がある場合は119番に電話転送し、迅速な救急車の出動へ繋がります。

救急車を呼ぶか迷った時の相談窓口

救急安心センターおおさか

7 1 1 9

つながらない場合は…下記の番号へ

06-6582-7119

※24時間365日

病院案内や応急手当の方法なども対応

③救急車以外の搬送手段の検討

超高齢化社会の進展に伴い、救急車の要請数は年々増加傾向にあります。緊急に医療機関へ搬送する必要がない場合は、タクシーや民間患者等搬送事業者の利用をお願いします。また、吹田市では患者等搬送サービスを行う一定要件を満たした民間会社を患者等搬送事業者として認定しています。

吹田市消防本部認定の民間患者等搬送事業者一覧は、ホームページ「吹田市内の患者等搬送事業者」からご参考にしてください。

※利用時間・利用料は各社で異なります。利用料は有料となります。